

## 第4回「幌延深地層研究の確認会議」議事録

1 日 時 令和4年10月24日（月）14：00～14：50

2 場 所 札幌国際ビル 国際ホール  
北海道札幌市中央区北4条西4丁目 札幌国際ビル

### 3 出席者

#### ○構成員

・北海道経済部環境・エネルギー局	環境・エネルギー局長	水口 伸生
・北海道宗谷総合振興局	産業振興部長	片岡 幸治
・幌延町	副町長	岩川 実樹
・幌延町	企画政策課長	角山 隆一

#### ○説明者

・日本原子力研究開発機構	幌延深地層研究センター所長	柴田 雅博
・日本原子力研究開発機構	幌延深地層研究センター副所長	佐藤 稔紀
・日本原子力研究開発機構	幌延深地層研究センター 深地層研究部長	岩月 輝希
・日本原子力研究開発機構	幌延深地層研究センター 研究計画調整グループ グループリーダー	杉田 裕
・日本原子力研究開発機構	幌延深地層研究センター 参事兼総務・共生課長	吉田 卓也
・日本原子力研究開発機構	幌延深地層研究センター 札幌事務所長	納谷 保則
・日本原子力研究開発機構	地層処分研究開発推進部長	瀬尾 俊弘
・日本原子力研究開発機構	地層処分研究開発推進部次長	濱 克宏

#### 4 議事内容

(事務局)

本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

ただいまから令和4年度第4回確認会議を開催いたします。

私は司会進行を担当させていただきます北海道経済部環境・エネルギー課の西村です。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、配布資料の確認をさせていただきます。次第の下のほうに配布資料一覧がございますので、配布漏れがないかご確認をお願いいたします。

配布漏れ等はございませんか。

議事を進めるにあたり、皆様にご発言をお願いすることとなりますが、本会議は、会議終了後の議事録作成のために録音させていただきます。

また、報道関係や一般傍聴の方々も出席されておりますので、ご発言の際は、マイクの使用についてご協力をお願いします。

質疑等にあたりましては、ご発言をされる場合は、マイクのスイッチをオンにし、お話をしていただければと思います。

なお、傍聴の方はご発言できませんので、あらかじめご了承ください。

次に、本日の出席者についてですが、資料の出席者名簿のとおりとなっております。

本日も出席されております構成員及び説明者の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。議事は、座長の水口により進行させていただきます。よろしくお願いいたします。

(北海道 水口局長)

道庁経済部環境エネルギー局長の水口でございます。よろしくお願いいたします。

それでは説明させていただきます。

本日の議事は、国際共同プロジェクトについてです。

今年度、これまで3回確認会議を開催いたしまして、令和4年度の研究計画と令和3年度の成果報告に関しまして説明を受け、確認をしてきたところでございますが、その中で、幌延国際共同プロジェクトに関しまして、質問、質疑などを行ってきたところでございます。

その中でいくつか、私どもから確認しまして、機構から回答をいただいていたが、それらに関しまして、共同プロジェクト協定書に、説明された内容がどのように反映されているか、ということを確認するために、この第4回確認会議を開催したところでございます。

まずは、機構から資料1に基づきまして説明をしていただき、そのあと、質疑応答に移っていきたいと思います。

そういった進め方でよろしいでしょうか。

はい。では、進めたいと思います。

まず、機構から資料1について説明をしてください。お願いします。

(原子力機構 杉田グループリーダー)

はい。原子力機構の杉田と申します。よろしくお願いいたします。

資料1を用いまして、ご説明をしたいと思います。

幌延国際共同プロジェクトの協定書の記載の確認ということで資料を準備させてい

ただいております。

まず、はじめに準備会合の開催状況でございます。

10月4日に第4回幌延国際共同プロジェクトの準備会合を行いました。

参加機関ですが、全部で6つの国と地域から8機関、計37名が参加しております。

当日はオーストラリアとブルガリアの機関が都合がつかず欠席していますけれども、会議後に情報を共有しております。

協議内容について2点ほど、要点をこちらに記載しております。

まず、参加機関からのコメントがありました幌延国際共同プロジェクト協定書案修正内容について、OECD/NEAから説明がされました。

協定書案への最終コメントについては10月17日までに、OECD/NEAに連絡するよう説明されております。

それから2点目でございます。

各機関は本プロジェクトのどのタスクに参加するか、10月19日までに原子力機構に連絡するように説明しております。

それから今後の予定について3点ほどあげております。まず、第5回準備会合は10月末から11月初め頃に開催予定です。確認会議における議論を踏まえまして、協定書について基本合意を行う予定です。基本合意を受けまして、協定書の署名を開始します。2機関以上が署名した時点で協議書が発効となります。

それではスライド2ページ目にいきます。

第3回確認会議における確認項目ということで、こちら前回の道庁さんからの追加質問に対して答える形になります。

お手元の参考資料2になりますが、こちらの6ページからのところに、同様の確認項目に沿って、8つの項目がありまして、そちらのほうの項目をこちらの報告資料に改めて掲載させていただいております。

1つ目の項目としては放射性廃棄物を使用しない、持ち込ませないこと。2つ目として、NUMOへの幌延の研究所、一部の設備のみの場合を含む、を譲渡、貸与しないこと。3番目としまして、NUMOが参加する場合のNUMOの役割とNUMOが行う作業内容に関すること。4番目としまして、幌延国際共同プロジェクトの研究内容。5番目としましては、本プロジェクトの期間、これを3年間の実施期間と4年間延長した場合の期間の終了時期、令和10年度までについて。6番目としましては、本プロジェクトの期間を4年間延長する場合の手続き。7番目としまして、参加機関ごとの役割、実施内容。8番目として、本プロジェクトにおける原子力機構の地位。こちら運営機関と名称を直しております。こちらは位置づけとして示しております。

この後、スライドで確認項目の協定書の記載についてお示ししていきます。

申し訳ないですが、協定書の全体については、広く公開しないことを前提に参加機関と協議を行っているということもありまして、該当箇所の抜粋文ということで今回お示ししたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、めくりまして3枚目になります。

こちらのほうには幌延国際共同プロジェクトの協定書の概要ということで載せております。

前回までの資料では項目、左のほうですね、をあげておりましたけれども、それぞどのような項目の内容かということで、示させていただいております。

この中で第3条の管理委員会については、この後の資料を用いて、細かく説明した

いと考えております。よろしくお願いいたします。

各項目 2, 3 行で、大体どういった内容のものかを簡単に示しています。

それでは 8 項目の中身について説明していきたいと思えます。

4 枚目のスライドになります。

まず、最初の 3 項目についての内容になります。こちらのほうですが、協定書の英語の部分と、それから日本語を載せております。

日本語の部分の上の方に、原子力機構による仮訳と書いてありますけれども、協定書については正文が英語ということですので、日本語が仮訳ということでこのような記載とさせていただきます。

それで説明ですが、日本語での説明でよろしいでしょうか。

(北海道 水口局長)

はい。

(原子力機構 杉田グループリーダー)

はい。分かりました。

それでは、最初の 1 から 3 の放射性廃棄物を使用しない、持ち込ませないこと。NUMO への幌延の研究所を譲渡、貸与しないこと。NUMO が参加する場合の NUMO の役割、これと NUMO の作業内容に関することということで説明します。

幌延国際共同プロジェクトの実施がこちらの協定書の第 2 条の b に当たります。本プロジェクトの実施に当たり、運営機関及び参加機関は、放射性廃棄物を決して持ち込まず、使用せず、運営機関は、深地層の研究所を放射性廃棄物の最終処分の実施主体に決して貸与又は譲渡しないものとするというふうにしております。ここにありません運営機関が原子力機構になります。

続きまして、5 枚目です。

こちらと同じく、NUMO の参加のところにかかるんですが、協定書の参加機関の署名欄のところを抜粋しております。

NUMO は第 2 条 b、これは先ほどお示ししたその直前のスライドになります、を担保するため、深地層の研究所でのいかなる現場作業も実施しないものとする。NUMO は、試験計画を実行するための現場確認及び技術的な打ち合わせの目的のみで深地層の研究所に立ち入るものとする。NUMO は、他の参加機関と協力して行う、各タスクの試験計画の立案、試験データの集約及び解釈、関連するモデル解析の実施、試験結果の評価以外のいかなる業務にも従事しないものとする、と記載されております。

それから、次の 6 枚目にいきまして、4 番目ですね。幌延国際共同プロジェクトの研究内容について、こちらは英語のみが書かれていますけれども、1 枚目が英語になっておりまして、7 枚目がその日本語になっております。

日本語のほうで説明いたします。

幌延国際共同プロジェクトを実施するため、参加機関は三つの課題を設定した。これらの詳細は付属書 B で記述されているということで、各タスクの概要についてこちらで記載されております。

まずタスク A ですが、物質移行試験。亀裂性の多孔質堆積岩における処分場の安全評価に適用可能な、より現実的な三次元物質移行モデルを開発するために、原位置試

験を通じて三次元物質移行モデルが試験結果を適切に予測できる能力を評価する。2番目、タスクBですが、処分技術の実証と体系化。処分場の操業に貢献しうる技術オプションの開発及び好ましい適性を有する岩盤領域に処分孔を配置するための基準の確立を通じて、処分坑道や処分孔を配置するための技術の体系的な統合を実証する。3番目としては、タスクC、実規模の人工バリアシステム解体試験。人工バリア性能確認試験で、既設の人工システムの開発を通じて、ニアフィールドにおける、熱-水理-力学-化学連成プロセスをより詳細に理解し、熱-水理-力学-化学連成解析コードの妥当性確認とその更新を行うということになります。

それからその下に、令和2年度以降の幌延深地層研究計画の対応ということで記載させていただきます。

タスクAとタスクCが実際の地質環境における人工バリアの適用性確認という項目の中に該当するものになります。それからタスクBについては、処分概念オプションの実証の内容に該当することになります。

続きまして、8枚目のスライド、項目としては5番と6番になります。

幌延国際共同プロジェクトの期間、それから本プロジェクト期間を4年間延長する場合の手続きということになります。

こちらは協定書の第13条からの抜粋になります。

本協定は、2025年3月31日まで有効であり、管理委員会の全会一致の承認を受けて、2029年3月31日を限度として、追加延長することができるものとするということになります。

それから、次が7番目になります。

こちら、参加機関ごとの役割、実施内容になります。

実施内容については4番の回答、これは先ほどのスライドでいきますと、7分の3と7分の4です。英語と日本語、1ページずつでまたがるところでご説明させていただいているところですけど、こちらのとおり協定書の第2条に研究の項目と内容が示されています。

各参加機関が取り組む詳細の内容については、これまでにそれぞれの課題、これはタスクAからCの三つですが、ごとに参加を希望する機関が議論を行い、内容を協議してきました。参加機関は、この内容に取り組むこととなります。

それでNUMOが参加する場合のNUMOの役割とNUMOが行う作業内容に関しては、確認項目3のとおりですね、先ほどの7分の2のところ、署名欄のところの記載を説明させていただいたところになっております。

それから、最後8番目の項目、スライドとしては10枚目になります。

幌延国際共同プロジェクトにおける原子力機構の地位ということで、こちら運営機関としての位置付けになります。こちらは協定書の第5条からの抜粋になります。

研究業務計画は、日本原子力研究開発機構、JAEAが本プロジェクトの運営機関として実施する。運営機関は、本協定及び管理委員会の決定に従って本プロジェクトを実施する責任を負うものとし、これには本プロジェクトの実施に必要な全ての法的行為の履行が含まれる、としております。

それから、先ほどの各協定の概要の説明のところ、管理委員会の内容についてはこの後ご説明しますと説明させていただきましたので、それについて、こちら3枚ものスライドを使ってご説明したいと思います。

内容としては、管理委員会の位置付け、構成、役割、意思決定になります。いずれ

も、第3条からの抜粋になります。

まず、位置付けでございます。

参加機関は、本協定に従って幌延国際共同プロジェクトを管理するために、管理委員会を設置するものとする。

それから、構成です。

各参加機関は、管理委員会の委員として指名した者をNEAに書面で通知するものとし、指名した者が不在の場合は少なくとも1名の代理者を指名することができる。

次に、役割です。

役割はいろいろあるのですが、ここでは一項目を抜粋させていただいております。英語は一文で示されているのですが、ちょっと修飾文が長くて、日本語として分かりづらいということもありまして、ここでは、二つの文章に分けて説明しております。

幌延国際共同プロジェクトの健全な管理のために必要な手順と手続きを定めるものとする。この手順と手続きは、幌延国際共同プロジェクトおよび本協定の条項と矛盾しないものである。

それから、最後が意思決定ということで、13枚目ですね。

本協定において全会一致の承認が特に必要とされていない限り、管理委員会は、会議中において、または書面による手続きにより、合意による決定を行うものとする。合意は、その決定のために与えられた期限内に異議を唱える参加機関がない場合に成立するというので、全会一致のものとしてはですね、先ほどの7分の5枚目にありましたけれども、期間の延長のようなものについては、全会一致をもって扱うということになります。

それから、説明資料としては最後のページになります。

こちらは各機関の参加予定タスクということで、各機関のタスクの欄がありますけれども、参加予定タスクに丸を付けております。

説明としては以上になります。

(北海道道 水口局長)

はい。ありがとうございました。

この国際共同プロジェクトについては、今年度これまで3回開催した確認会議における質問、意見、これらに対して機構が、各国の参加機関により締結された協定書の中に三者協定に関する内容などを記載するという説明がなされておまして、ただいまの説明で、三者協定で定められている、放射性廃棄物を持ち込まない、使用しないこと。同じく三者協定で定められている幌延の研究所、最終処分を行う実施主体、すなわちNUMOですけれども、実施主体へ譲渡、貸与しないことについて、協定書へ記載される内容というのが、今、示されたところでございます。

また、確認会議でも質問、意見がありましたプロジェクトの期間と期間を延長する場合の手続き、延長した場合の終了時期、また、NUMOの役割やNUMOが行う作業内容、また、このプロジェクトにおける機構の位置付けについて、協定書に記載されるということが、今、説明で示されたかと思っております。

まず、これに関しまして、幌延町さんから何かご質問、ご意見があればお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

(幌延町 岩川副町長)

はい。幌延町です。

質問というよりは確認ですけれども、ちょっと一点させていただきたいと思います。

幌延町としてはですね、参加機関に三者協定を認識してもらえ、遵守してもらう仕組みを作ることを第1回の確認会議で求めてきたところですが、今回、プロジェクト協定書という形で、そういう形の仕組みがとられたということはとてもよかったなというふうに感じております。

そこで一点だけ確認ですけれども、プロジェクト協定書の中に三者協定事項を書き込むにあたってですね、そもそもこの三者協定はどういう経緯を経て作られたのか、背景のようなものを参加機関に説明されたのか、そしてまた理解されたのかということをごちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

なぜこんなことを言うのかと申しますと、原子力機構さんは幌延で深地層の研究を実施して22年目ぐらいになりますけれども、その間ですね、三者協定をしっかり守っていただいて、地元との信頼関係をしっかり構築して、その上に立って研究開発を進められてこられたというふうに、町としては評価しています。しかし、参加機関におかれてはですね、幌延深地層研究センターの成り立ちを知らない。例えば核種を実際に用いた原位置試験がなぜできないのかといったような制約があることに多少の違和感を覚えている機関もあるんじゃないかなというふうに思うのですが、従って今後、この幌延国際共同プロジェクトを進めるにあたってはですね、参加機関がこの幌延深地層研究センターが作られた成り立ちというか、経緯みたいなものをしっかり理解していただいて、これまで築いてこられた信頼関係を損なうことのないように、原子力機構さんとしては、管理、運営機関としてこういった参加機関にしっかり理解してもらうような機能を果たしていただきたいなということをお願い申し上げる次第です。以上です。

(北海道 水口局長)

はい。では、その参加機関との説明ですとか関わりですとか、今どういった対応をされてきているのかご説明ください。

(原子力機構 柴田所長)

準備会合での状況については、先に担当から回答させます。

(原子力機構 杉田グループリーダー)

今回、幌延町における深地層の研究に関する協定書、三者協定の中身については、参加機関に対して丁寧に説明をしております。その中で、特に重要なところについては、幌延国際共同プロジェクト協定書のところに、直接書き込むということをしておりまして、各参加予定機関についても十分理解された上で、この幌延国際共同プロジェクト協定書の準備行為に取りかかっています。

(原子力機構 柴田所長)

加えて私からも、今、ご指摘ありましたように、これからも我々協定当事者として、そしてこの幌延国際共同プロジェクトの運営機関として、きちんこのプロジェクトを進めるにあたって参加機関に必要な応じて、丁寧に、地元との約束について説明を

し、三者協定の遵守を大前提に幌延国際共同プロジェクトを進めることを改めてお約束いたします。

(幌延町 岩川副町長)  
よろしく申し上げます。

(北海道 水口局長)  
幌延町さん、他にはよろしいですか。

(幌延町 岩川副町長)  
はい。

(北海道 水口局長)  
それでは、当方からいくつか、細かいところもあるのですが、質問していきたいと思います。

まず初めに、該当部分からいくと5ページ、7分の2のところになるのかなと思いますが、NUMOの作業に関する制約の部分ですけれども、この部分ですけれども、参加機関の署名欄にNUMOに対する制約の文言を入れているのですが、特則、特別な、特則的な扱いにしているような感じだと思いますが、契約の構成上、その効力には問題がないのかということ、ちょっと教えてください。

(原子力機構 杉田グループリーダー)  
はい。杉田より回答いたします。

参加機関の署名欄も協定書を構成するものになります。このため、その記載の場所によって、効力が変わるということはありません。

個別の機関、特定の事項ということですので、協定の本文には記載するのは馴染まないのではないかとということで、OECD/NEAとも協議を重ねまして、このような対応とさせていただいております。

(北海道 水口局長)  
分かりました。

あともう一つ、確認会議で説明があったかと思うのですが、実際に試験を行う内容は、各機関からの代表者で構成する会議体の中で議論して決めて実施していく、という説明があったかと思えます。

この資料の中に、管理委員会というのがそれに該当するものと理解しましたけれども、試験の計画立案から試験の実施、試験結果の評価までを参加機関と協働で行うという説明があったかと思うのですが、このことについて協定書では、どこの部分に定めが該当するののかということをご説明願います。

(原子力機構 杉田グループリーダー)  
はい。杉田より回答いたします。

協働で行うことについて、この幌延国際共同プロジェクトは、参加の意思をもった機関が参加して活動するというようになっておりまして、参加機関が参加するタスク

で協働することが大前提となっております。そのため、協定書の中で特にそういう定めはないということになります。

(北海道 水口局長)

あと、参加機関、13 ページになるのかな。管理委員会の意思決定の部分ですけれども、管理委員会の全会一致の承認を受けてという文言があるかと思います。

全会一致が必要な事項というのは、様々あると思うのですが、それは各条項において、こういったことは全会一致の承認を得て、というふうに、例えば、期間のところにあるのですよ。全会一致の承認を得ると書いてありますけど、そういうふうに重要事項というのは、条文に重要事項があって、これを何かする場合には全会一致の承認を得ると、それぞれの条項に入れているようなものなのではないでしょうか。

(原子力機構 杉田グループリーダー)

はい。そのような解釈です。今回、事例として示しましたがけれども、例えば、期間の延長になるところは全会一致ということで記載をされています。

(北海道道 水口局長)

はい。あともう一つ、全会一致が重要な事項なのですが、そうじゃないものは合意による決定という表現があります。

全会一致というのと合意による決定というのは、どういう違いがあるのか説明してください。

(原子力機構 杉田グループリーダー)

はい。全会一致は、賛否を問うた上で、全員で賛成するという意味になります。合意というのは、その決定のために与えられた期限内に異議を唱える機関、すなわち、全員賛成に加えて、賛成と棄権のみの場合というのもあり得るのですけれども、そういう場合における意思決定方法というふうに指しております。

(北海道 水口局長)

基本的には大事なものは全て全会一致ですよ。

(原子力機構 杉田グループリーダー)

はい。

(北海道 水口局長)

合意による決定じゃ、大事じゃない、大事じゃないという言い方は変ですけど、全会一致を要しないものって、ちなみにどのようなものを想定されていますか。

(原子力機構 岩月深地層研究部長)

岩月です。先ほど杉田からありましたけれども、基本は合意で決定するものが多いので、重要事項だけ全会一致で決定するという書き方がされています。なので、先ほど説明ありました期間の延長とか、そういったものはしっかり記載がありますけれども、それ以外のものはありませんので、基本は合意で決定することになります。研

究の進め方とかですね、技術的な点が多くなると思いますけれども。

(北海道 水口局長)

はい。あとは、これまでの確認会議で説明いただいたと思うのですが、地下施設における試験は現場の安全管理などを伴うことから、原則、原子力機構が行うこととなるという説明がされたと思います。これに関して、該当する協定書の部分で、該当する定めというものはあるのでしょうか。

(原子力機構 杉田グループリーダー)

はい。杉田が回答します。

協定書のほうにその定めはないのですけれども、これまで説明させていただいておりますとおり、地下での試験は、原則、原子力機構が行うということになります。ただし、承認を受けた機関が原子力機構の管理監督の下で行うことも想定はしております。

地下施設で試験を行うに際しましては、本プロジェクトに限らず、すべての作業については安全を確保するために作業計画書を作成して、原子力機構の確認許可を持って、はじめて行うことができます。

(北海道 水口局長)

そこですけれど、要は、基本は原子力機構がやると。

では原子力機構以外の機関がやるという試験というのは、それはあくまで例外という理解でしょうか。

(原子力機構 杉田グループリーダー)

地下での試験というのは、原則、原子力機構が行います。

この幌延国際共同プロジェクトの役割の中で、あるいは参加機関が地下施設で試験を行うことが想定されますけれども、その際も、先ほどご説明したとおり、承認を受けた機関が原子力機構の管理監督の下で行うということになります。

(北海道 水口局長)

改めての確認ですけれども、そういった機構に承認を受けて、試験とかをやる機関にはNUMOは含まれないという理解でよろしいでしょうか。

(原子力機構 杉田グループリーダー)

はい。NUMOについては先ほどの協定書の署名欄のところにも記載がありますとおり、地下施設での試験は認めません。

(北海道 水口局長)

ちょっとこれ、機構さんのホームページで、機構と共同研究を行うためには、共同研究の規定というのが載っているのですけれども、この中に施設等の使用というので、共同研究を行うために必要な施設等は当事者の同意を得て使用できるとするということで、共同研究でも施設は一般的には使用はできるということなので、ここで今ご説明のあった、承認を受けて施設を使うことができるというのは、この規定に関わるもの

になるという理解でしょうか。

それとも、これというのは、地下施設とかは関係なく、様々な所に様々な施設があると思うので、それも含めてということでしょうか。ということは、幌延の施設も含まれるのだと思うのですが、ここと、この共同研究をやる時の施設の使用という条項との関係について何か説明があれば、教えていただきたい。

(原子力機構 柴田所長)

ホームページ上で示しているのは一般的な、テンプレート的な、共同研究に関わる記載事項ということございまして、今回はこの幌延国際共同プロジェクトの協定、あるいはこのプロジェクトの協定を準備するにあたって議論してきたことが優先されますので、少なくとも先程来、ご説明させていただきましたように、NUMOさんについては、そういったことはありえない。

それ以外の機関については、個別に申請があったものについては、関係機関で議論をし、なおかつ、実際に行くにあたっては、いずれにしても現場の安全等々、我々の責任で許可したものについてのみ、他の機関においては現場で作業ができるという整理でございます。

(北海道 水口局長)

分かりました。

あとは、今後、このプロジェクトを進めていかれると思うのですが、多分、例えばある国の試験機関が承認を受けて、ある調査試験をしました。これは三者協定でも否定はしていませんので、いいかと思うのですが、そういった場合に、ちゃんとNUMOが入っていませんよというのを、ちゃんと発信、明らかにしていくことが必要だと思うのですよね。

こんな作業をある国の機関でやり始めましたと、NUMO入っていませんからねというふうに、そういうことが起きているということを発信していかないと分からないので、そういったことに対してのJAEAの対応というのは、どういうふうに考えていらっしゃるのですか。

(原子力機構 柴田所長)

はい。

幌延国際共同プロジェクトについては、その概要についてはきちんとこの後、毎年ご報告している年度の報告書ですとか、あるいは次年度以降の確認会議の中できちんとご報告をしていきたいと考えてございます。

そういった中で、今、局長からご指摘のあった、例えば、昨年度はこんな機関がこんな作業を現場でしましたという情報もあわせてお示しすることで、逆に、NUMOはそういった作業をしていないというようなことが分かるような、そんなご説明の仕方を来年度以降考えていきたいと思っております。

(北海道 水口局長)

是非そうしていただきたいですけども、ただ、気にしているのは、年1回の報告書の中でとか、年数回の、どちらかと言うと年の前半にやる確認会議の場だけでの情報発信だと、正直足りないと思うのですね。

できれば、国際の機関との様々な研究がやること自体は、研究を進めるというのは、道としても必要だと思います。

例えば、各国機関の研究者が集まって、こういう会議を開きましたよということはどうも、というかちゃんと発信、その時々で発信していただきたいですね。

それをすることによって、時々で発信すれば、そこで作業が始まりましたという時にNUMOが作業していませんというのが分かるように発信していただければ、ちゃんと守ってくれているのだと、その時々に分かると思うのですけれど。

そういうふうに単に報告の時だけじゃなくて、随時発信していただければ、それが積極的な情報公開にも繋がると思っていますので、是非その方向で検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

(原子力機構 柴田所長)

はい。承知しました。是非そういった方向で、透明性が高い形で幌延国際共同プロジェクトを進めていくことを考えたいと思います。

(北海道 水口局長)

もう一つ、こういったいろいろな約束事が、情報もありますし、あと管理委員会とかでも約束事が決められると思うのですけれども、そういったものに違反したり、抵触した場合のペナルティというものは協定書に何か定めというのはあるでしょうか。

(原子力機構 杉田グループリーダー)

はい。

協定書ですね、第11条に係争処理というところがありまして、この本協定に基づく義務を履行しない機関に対しては、強制的に脱退させられることが記載されております。

原子力機構は、運営機関として、本協定に基づく各機関の義務の履行状況、これを常に把握したいということと、不履行が確認された場合には、管理委員会へ即時報告の上、管理委員会の決定に従った対応、例えば、不履行機関によって脱退措置が確実に行われているかどうかの確認など、これを図って、協定の実効性を確保していきたいというふうに考えております。

(北海道 水口局長)

はい。分かりました。

あと、同じ3ページを見ますと、第8条に人材交流というのがあります。

これっていうのがまず、例えば、見ますと、人材派遣というのがあるって、双方負担の範囲というのがあるって、多分、どこかの外国の機関が幌延に出向という形になるかどうか分かりませんが来られて、しばらく一定期間やるということで、出向なのか、何なのか分からないですけども、そういったことを、出向で来られるのか、身分が変わった形で来られるのか、どういったことを想定しているのかをちょっとご説明を補足していただきたいのと、これでNUMOが機構に出向したりとか、派遣を受け入れるようなことにならないのだと思うのですけれども、その理解でよいのか、それが2点ですね。

あと、この協定だけに限らず、NUMOの職員が機構の身分になって、地下施設で

試験をするようなこともないと思うのですけれども、ないということでもいいのかということを確認をお願いします。

(原子力機構 柴田所長)

はい。

幌延センターにおいて、NUMOの方を出向、派遣で受け入れることはありません。

手続きについては、一般的な規定ですので、局長がおっしゃっていただいたようにNUMO以外の機関を対象として、幌延に人を派遣したいという時には、個別にその機関と別途その人の案件に関する決め事をして、それに基づいて人を受け入れますと、そういったことも可能なような規定になっています。

その派遣ですとか、出向ですとか、そういった身分等も含めて、それは個別にその人事派遣協定の中で決められることとなりますが、いずれにしてもNUMOについては対象外となっています。

(北海道 水口局長)

はい。おそらくこういった財務だとか人材交流とか、国際的な共同プロジェクトでは、一般的に入る条項なのかなっていうのがありますけども、明らかに何かやるから入れているってわけではなく、基本的にこういうものは普通に入っているという理解でよろしいでしょうか。

(原子力機構 柴田所長)

はい。おっしゃるとおりです。

ほとんど大部分の協定はですね、OECD/NEAのテンプレートといいますか、標準的な記載に則って作られてございますので、そういったものも参考に、入っている一般的な規定ということでございます。

(北海道 水口局長)

はい。私の方で、ちょっとあらかじめ気になったところは以上でございますが、道からの質問を聞いて、幌延町さんから何かもしあればですけど、何かございますか。特にないですか。

分かりました。

ほかに何かご質問とか、ご発言とかありますでしょうか。

基本的に説明資料にありますとおり、これまで3回やった確認会議で、協定書にどういった形で反映されるのかというのを、私どもが確認したいと求めている事項についての説明があったかと思えます。

この確認会議としましては、国際共同プロジェクトの協定書について、これまで確認会議で確認してきた内容というのが反映されていて、必要な記載がなされていることが確認できたと思っておりますが、皆さんよろしいでしょうか。確認できたということよろしいでしょうか。

分かりました。

本日確認した内容につきましては、議事録として過去3回参加いただきました専門有識者の皆さんにもご報告していきたいと思っておりますし、ホームページ等で公表もしていきたいと思っております。

機構におかれましては、共同プロジェクトの実施にあたって、三者協定の遵守を前提に、これまでの確認会議における確認事項も含めまして、適切にプロジェクトを管理していただきたいと思います。

また先ほど私も質問しましたが、やっぱり透明性といいますか、言われてからというか、こういう議論をする場を出すというより、どんどん物事があった時にどんどん発信していただいて、様々な技術者の方が来道されたら、そういうのもオープンしていただいたりとか、そういう開かれた研究と言いますか、研究をやっているということをしっかりしていただければと。

それを通じて、私たちが懸念しているNUMOに貸すのじゃないかなとか、放射性物質を使った研究をされるのじゃないかという不安を除くことの一助になるかと思えますので、そういったプロジェクト進捗を含め、分かり易い情報発信に努めていただければと思います。

よろしく願いいたします。

それでは、議事1については以上といたします。

議事2につきまして、2のその他ですけれども、事務局からお願いします。

(事務局)

はい。事務局から2点ご説明をさせていただきます。

1点目でございます。

先ほども座長から申し上げたとおり、事務局におきまして本日の議事録を作成させていただきました、後日公表をさせていただきます。

後日ですね、発言された皆様に内容確認をお願いいたしますので、期日までの提出にご協力をお願いいたします。

2点目でございます。今後の確認会議の開催についてでございます。今日の確認会議を含めまして、4回、本年度確認会議を開催してまいりまして、今のところはですね今年度5回目、次回確認会議を開催する予定はございません。今後また開催の必要が生じた場合ですね、改めてご相談をさせていただきたいと思えます。事務局からは以上でございます。

(水口局長)

はい。

ただいま事務局から説明がありましたが、皆様何かありますでしょうか、よろしいでしょうか。

はい。全体通しまして、何か追加でお発言あればお受けしたいのですけれども、いかがでございますでしょうか、よろしいでしょうか。

はい。それでは、以上で、第4回確認会議を終了いたします。

本日はお忙しいところお集まりいただきありがとうございますございました。

今後ともどうぞよろしくお願いいたします。